

平成19年7月20日
経済産業省
原子力安全・保安院

平成19年新潟県中越沖地震における東京電力(株)柏崎刈羽原子力 発電所7号機の主排気筒からのヨウ素等の検出について(第3報)

原子力安全・保安院は、平成19年7月20日、東京電力(株)から、柏崎刈羽原子力発電所7号機(改良型沸騰水型:定格電気出力135.6万キロワット)の主排気筒からのヨウ素等の検出について、以下のとおり情報提供を受けた。

(東京電力(株)からの情報提供の内容)

柏崎刈羽原子力発電所7号機において、7月17日、ヨウ素および粒子状放射性物質(クロム51、コバルト60)を検出した。放出量は、ヨウ素が(約2.92億ベクレルを切り上げて)約3億ベクレル、粒子状放射性物質は約2百万ベクレルと推定された。(7月17日公表済)

本事象を受け、7月17日より、週に1回の測定を1日に1回の頻度に変更して測定していたところ、7月17日から18日にかけての測定値において、ヨウ素を検出したことが確認された。放出量は、約0.2億ベクレルと推定された。(7月19日公表済)

本日、7月18日から19日にかけての測定においては、ヨウ素、粒子状放射性物質ともに検出されていないことが確認された。

よって、7月9日以降の総放出量は、ヨウ素が(約3.12億ベクレルを切り上げて)約4億ベクレル、粒子状放射性物質は約2百万ベクレルと推定される。

プラント運転中の炉水のヨウ素濃度が有意に変動していないこと、及び、プラント停止後の7月18日に測定した濃度に有意な変動がないことから、燃料からの漏えいのおそれはないと評価している。また原因は、復水器内に滞留していたヨウ素がタービンランド蒸気排風機を経由して排気筒を通じ放出されたものと推定される。

これによる線量は、約1千万分の2ミリシーベルトで、人に与える影響としては、法令に定める一般人の1年間の想定被ばく線量限度(1ミリシーベルト)の約1千万分の2の極めて低いものと計算される。

なお、主排気筒放射線モニタおよびモニタリングポストに有意な指示は確認されていない。

(原子力安全・保安院としての評価)

排気筒からのヨウ素の放出及び炉水の測定値については、現地で保安検査官がデータ等により確認しています。原子力安全・保安院としては、今後も引き続き、厳格に監視してまいります。

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

原子力発電検査課 根井

電話：03 - 3501 - 9547

原子力防災課原子力事故故障対策室 森田

電話：03 - 3501 - 1637